

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認群馬地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	9 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	6 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年1月から同年3月まで

親から「将来の生活のためにも、国民年金保険料は納付するように」と言われて年金手帳を渡された。保険料は、郵便局で納付したり、市役所で納付したりとまちまちであったが、忘れたことは無いと思っている。申立期間の3か月だけ保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している上、常に国民年金及び厚生年金保険に加入し、未加入期間も無く、国民年金と厚生年金保険の切替手続も適正に行っていることから、年金制度に関する理解の深さと保険料納付に対する意識の高さがうかがえる。

また、申立人の納付状況等を踏まえると、申立人が申立期間の保険料を未納としておくことは不自然であり、さらに、申立期間当時、3か月という短期間の国民年金保険料を納付できなかったような特段の事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（53万円）であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月21日から4年1月31日まで
A社及びB社の役員であったときの報酬はそれぞれ58万5,000円、21万円であったが、平成3年4月からの標準報酬月額が20万円に引き下げられているので、実際に支払われていた報酬月額に応じた標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人が勤務していたA社は、平成4年1月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、同日以降の同年3月10日付けで、申立人を含む5名の標準報酬月額の記録が遡及して減額訂正されており、申立人の場合、申立期間に係る標準報酬月額が当初53万円と記録されていたものが、20万円に訂正されていることが確認できる。

なお、申立人は当該事業所の商業登記簿謄本上、取締役及び監査役であることが確認できるところ、元事業主の「申立人は現場の責任者であったことから社会保険の事務処理などには携わっていなかった」旨の証言を踏まえると、申立人が当該遡及訂正処理そきゅうに関与していた事情はうかがえない。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所がかかる処理を行う合理的な理由はなく、標準報酬月額に有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は事業主が社会保険事務所に当初届け出た53万円と訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和46年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を45年8月及び同年9月は4万5,000円、同年10月から46年2月までは3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年8月5日から46年3月1日まで

社会保険事務所（当時）に被保険者記録を照会したところ、A社での厚生年金保険の資格喪失日が昭和45年8月5日となっている。しかし、申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことは賃金支払明細から明らかであるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

被保険者原票によると、申立人のA社における被保険者資格喪失日は、昭和45年8月5日となっているが、申立人から提出された賃金支払明細及び長距離納品出張費明細により、申立人は46年2月28日までの期間において同社に継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、賃金支払明細において確認できる保険料控除額及び同僚の社会保険事務所の記録から、申立期間のうち、昭和45年8月及び同年9月は4万5,000円、同年10月から46年2月までは3万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かに

ついて、事業主は既に死亡しており証言を得ることができず、関連資料も保存されていないことから、不明であるものの、事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及び資格喪失届の提出等いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主は昭和 45 年 8 月 5 日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 8 月から 46 年 2 月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日（昭和48年6月11日）及び資格取得日（昭和48年9月2日）に係る記録を取り消し、申立期間の標準報酬月額を昭和48年6月及び同年7月は6万4,000円、同年8月は8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年6月11日から同年9月2日まで
A社に昭和47年4月1日から平成5年11月10日までの期間、継続して勤務していたが、社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間についての加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び複数の同僚の証言から、申立人は昭和48年6月11日から同年9月2日までの期間において、A社に継続して勤務していたことが認められるところ、当該同僚は、いずれも申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

また、申立人は「申立期間において、上司が設立した別の事業所の名目上の取締役であったが、勤務実態は無く、A社に中断なく在籍しており、給与も同社一社から支給されていた」と申述している上、A社のB部長は「申立人については、申立人が別の事業所の取締役に就任したとされる時点で、弊社での厚生年金保険被保険者資格を誤って喪失させてしまった可能性が高い。申立期間においても、申立人は弊社に継続して勤務しており、

給与から社会保険料を控除していたと思われる」と証言している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、昭和 48 年 5 月及び同年 9 月に係る社会保険事務所の記録及び同僚の社会保険事務所の記録から、同年 48 年 6 月及び同年 7 月は 6 万 4,000 円、同年 8 月は 8 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主は申立人に係る保険料を納付したか否かについては、関連資料が無く不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを記録することは考え難いことから、事業主は社会保険事務所の記録どおりに資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 48 年 6 月から同年 8 月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和20年9月1日に厚生年金保険被保険者資格を申立人が喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和18年4月から20年8月までの期間を80円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年4月6日から20年9月1日まで

昭和17年4月から終戦までA社B所（現在は、C社）に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が途中から無い。勤務場所及び仕事内容に変更は無く、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、A社B所に入社してから終戦時まで勤務していたことは、C社の子会社であるD社が保管する「B所関係厚生年金保険被保険者名簿（終戦時）」において、申立人の氏名が確認できること、及び同僚の終戦時まで一緒に継続勤務していた旨の証言により認められる。

また、D社が保管する前述の「B所関係厚生年金保険被保険者名簿（終戦時）」において、申立人が記載されているページの同僚で厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）により記録が確認できる24名（申立人を含む）のうち、22名の者が、昭和20年9月1日に資格を喪失していること、及びそのうち誤記を理由として資格喪失日を18年1月1日又は19年12月24日から20年9月1日に修正されている者が複数確認できることから、当時、A社B所では、終戦時まで在籍していた者について同年9月1日を資格喪失日とする取扱いがなされたものと考えられるところ、申立人及び

残る1名の同僚については、それぞれ18年4月6日及び同年1月1日を資格喪失日とされ、修正が行われていない。しかし、前述の同社における厚生年金保険の取扱い、及びD社が保管する被保険者名簿（終戦時）において他の同僚と同様に申立人が記録されていることを踏まえると、同年4月6日に申立人が資格喪失した旨の届出を事業主が行ったとは考え難い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格を昭和20年9月1日に喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同年代の同僚に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）により、昭和18年4月から20年8月までの期間を80円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における資格取得日は、昭和47年2月1日、資格喪失日は、52年6月21日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和47年2月から同年8月までを5万6,000円、同年9月から48年7月までを6万8,000円、同年8月から49年6月までを8万円、同年7月から50年9月までを11万円、同年10月から51年1月までを11万8,000円、同年2月から同年7月までを12万6,000円、同年8月から52年5月までを14万2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年2月1日から52年6月21日まで
専門学校卒業後、A社に昭和47年2月1日に入社し、52年6月20日に希望退職措置で退職するまで勤務していた。源泉徴収票や金銭出納帳等からも、給料から厚生年金保険料が控除されていたのは間違いない。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険加入記録及び同僚の証言から、申立人は、申立期間において、A社に継続して勤務していたと認められる。

また、厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿により、申立人は昭和47年2月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認できる。同払出簿に記載された健康保険整理番号の健康保険厚生年金保険被保険者原票は欠番となっていることから、社会保険事務所（当時）において何らかの事務的な誤りにより、申立人の被保険者原票が欠落した可能性が認められる。

さらに、昭和 52 年の源泉徴収票に、当該事業所分の社会保険料控除額等の記載があること、及び申立人所持の金銭出納帳に、51 年 2 月から 52 年 7 月までの期間の厚生年金保険料等が詳細に記載されていることから、申立人が厚生年金保険に加入していたことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人が昭和 47 年 2 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、52 年 6 月 21 日に資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人とほぼ同年齢の同僚に係る当該事業所におけるオンライン記録、及び申立人所持の金銭出納帳から、昭和 47 年 2 月から同年 8 月までを 5 万 6,000 円、同年 9 月から 48 年 7 月までを 6 万 8,000 円、同年 8 月から 49 年 6 月までを 8 万円、同年 7 月から 50 年 9 月までを 11 万円、同年 10 月から 51 年 1 月までを 11 万 8,000 円、同年 2 月から同年 7 月までを 12 万 6,000 円、同年 8 月から 52 年 5 月までを 14 万 2,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年5月から6年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年5月から6年5月まで
平成6年の春ごろにA市役所から国民年金保険料納付書が届いたが、同年5月まで海外留学中であったため、父が同市役所で加入手続をし、保険料をまとめて納付してくれた。申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父親が、申立期間の国民年金の加入手続及び保険料納付をしてくれたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は平成7年3月にB市で払い出されており、その時点では、申立期間の一部の保険料は時効により納付することができない上、ほかに保険料をさかのぼって納付した事情も見当たらない。

また、申立期間中、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、具体的な加入状況及び納付状況が不明である。

加えて、国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年5月から49年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年5月から49年11月まで

昭和42年5月に婚姻し、A市にあった社宅に入居した。当時、回覧で国民年金の加入を呼びかけていたので、仲良くしていた隣人と相談し、一緒に、国民年金の加入と併せて付加保険料も申し込んだ。手続は46年5月ごろに隣組の副区長が行い、年金手帳も発行されたと思っている。

国民年金保険料は、副区長が集金し領収書も発行されたが、領収書を挟んでおいた年金手帳を紛失してしまったことから、保険料を納付したことを証明するものは無い。保険料を納付したことは記憶しているので、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は、A市にあった社宅に入居していた昭和46年5月ごろに、「隣人と一緒に、国民年金の加入と併せて付加保険料の申し込みをした」と申述しているものの、その隣人は、50年10月から付加保険料を納付していることが確認でき、申立人の申述とは整合しない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年9月に払い出されており、その当時、申立人は、任意加入対象者であるため、さかのぼって任意加入することができない上、申立期間中、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

さらに、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、具体的な保険料の納付状況が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年1月から47年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年1月から47年12月まで

国民年金制度が始まり4、5年ぐらい経って、「勤め人の奥さんも、国民年金保険料を納付すれば年金がもらえる」との話を聞き、国民年金の加入手続をした。昭和41年1月18日から国民年金保険料を納付していたことがわかるメモ帳を持っている。申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和48年3月にA市において払い出されており、申立人は、任意加入対象者であるため、さかのぼって加入することはできず、申立人の保有するメモ帳に「41年1月18日より」と記載されていることをもって、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す資料とはいえない。

また、申立期間中に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない上、申立人は、「国民年金の加入手続のことは覚えていない」と申述しており、申立期間における国民年金の加入手続及び保険料の納付状況が不明である。

さらに、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 10 月 31 日から同年 11 月 1 日まで
申立期間において、A社に勤務したが、ねんきん特別便によると、この期間について、厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の内容であった。給与支給明細書のとおり申立期間の厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された入社当初から退職までの期間に係る給与支給明細書及びA社の後継事業所であるB社からの「厚生年金保険料は翌月の給与から控除していた」との回答により、申立人は申立期間である平成6年10月の厚生年金保険料を事業主により同年11月分の給与から控除されていることが認められるものの、A社が加入していた「C厚生年金基金」における申立人の資格喪失日はオンライン記録と同一の同年10月31日であり、同様に申立人から提出された「平成6年分給与所得の源泉徴収票」に記載されている申立人の退職日と申立人の雇用保険の離職日は、ともに同年10月30日で一致しているところ、前述の給与支給明細書のうち同年11月度給与支給明細書に記載されている所定日数から、同年10月31日までの勤務は確認できない上、申立人も同年10月31日までの勤務に関する明確な記憶は無い旨の申述をしており、申立人が申立期間において同社に勤務していた事実を確認できない。

なお、厚生年金保険の被保険者期間は、厚生年金保険法第19条の規定により「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する」とされ、また、資格喪失の時期は、同法第14条第1項第2号の規定

により「その事業所又は船舶に使用されなくなった日の翌日」とされていることから、申立人の申立期間における資格喪失日は、オンライン記録と同一の平成6年10月31日であると認められ、申立人の申述する申立期間は、厚生年金保険の被保険者期間とはならない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、申立期間において、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年4月ごろから27年7月まで

昭和23年3月に高等学校を卒業した後、A社（又はB社）に勤務していたが、社会保険事務所（当時）に記録の照会をしたところ、厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を受けた。この回答には納得がいかないため、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務したと主張しているA社（又はB社）は、商業法人登記簿上確認できず、社会保険事務所の記録においても、同社が厚生年金保険の適用事業所又は任意包括適用事業所として手続された形跡は見当たらない上、同社の所在地であったC区及び財団法人D中小企業振興公社に照会を行ったものの、同社を特定することができず、ほかに、特定できる資料も無い。

また、申立人は、当該事業所の事業主及び同僚の氏名を記憶していないほか、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、その記憶も明確でない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 4 月 13 日から 46 年 10 月 26 日まで
社会保険事務所（当時）で年金記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金を支給済みとの回答だった。しかし、私は脱退手当金を受けたことは無い。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、申立人の厚生年金保険被保険者記録に基づいて適正に計算されており、その支給額に誤りは無い上、申立期間に係る厚生年金保険の資格喪失日から約2か月後である昭和 47 年 1 月 12 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者期間の被保険者記号番号を確認したところ、申立期間と申立期間後の被保険者期間は別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものと考えるのが自然である上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年10月1日から44年9月29日まで
社会保険事務所(当時)に年金の手続に行った際、年金記録の確認をしたところ、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が脱退手当金として、支給済みとの回答を得た。A社を退職した後に脱退手当金の受給をした記憶はあるが、B社についての脱退手当金は受給していないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、厚生年金保険の最終事業所であるA社を退職する際、同社で経理担当であったことから自分で脱退手当金の請求手続を行ったと述べており、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたことは明らかである。

また、申立人の申立期間の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、申立期間及び脱退手当金を支給する直前の事業所の期間を計算の基礎として支給されているものであり、これにより支給された脱退手当金の計算上の誤りはなく、脱退手当金の請求手続をしたとする事業所の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和47年6月13日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても申立期間を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年7月1日から30年6月29日まで
社会保険事務所（当時）に年金記録の照会をしたところ、脱退手当金を受けているとの回答を受けた。資格喪失日が昭和30年6月29日であるにもかかわらず、脱退手当金の支給が同年12月27日と半年も後であることから、おかしいと思う。脱退手当金受給済期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、当時の申立人の厚生年金保険被保険者記録に基づき、脱退手当金を計算したことが記録されており、その事務処理に不自然さはない。

また、A社B工場を最終事業所として脱退手当金の支給記録が確認できる従業員から「会社から厚生年金保険を脱退すれば、まとまったお金がもらえると言われ、家計の助けになると思い会社で手続をしてもらって、脱退手当金を受け取った」、又は「会社から脱退手当金を支払うと言われ、退職後に小切手が送られてきたので、C銀行で現金を受け取った」との証言がある上、当時は通算年金制度創設前であることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性があるものと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 1 月 1 日から 36 年 2 月 26 日まで
社会保険事務所（当時）に行つて、年金記録の確認をしてもらったところ、申立期間について、脱退手当金が支払われているとの回答だった。脱退手当金を受け取った事実は無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に申立人が勤務していた事業所の被保険者名簿の中で、申立人が記載されているページとその前後 5 ページに記載されている女性のうち、申立人の資格喪失日の前後 2 年以内に資格喪失した者 18 名の脱退手当金の支給記録を調査したところ、11 名について脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち 9 名の者が資格喪失日から 6 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当時は通算年金制度創設前であるとともに、A 社の脱退手当金の支給記録が確認できる従業員からの「会社が脱退手当金の手続をしてくれ、本人が社会保険事務所に行つて現金を受け取った」との証言を踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされたものと考えられる。

また、申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日から約 3 か月後の昭和 36 年 6 月 1 日に支給決定されているなど、これらの一連の事務処理に不自然さはいかたがえなない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。